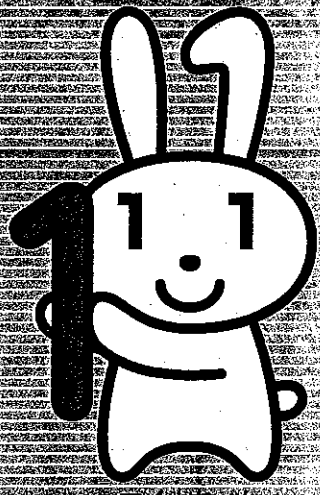


(別添5)

平成27年10月5日

マイナンバー制度スタート



今年10月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」をお知らせします*

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが
記載された「通知カード」が送付されます。

登録は
お早めに

やむを得ない理由により住民票の住所地で
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

8月24日～9月25日 (持参又は郵送)

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

Point

※申請が必要な方

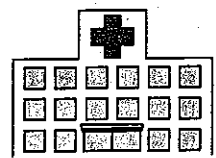
東日本大震災による被災者で
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に
入院・入所されている方



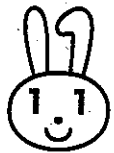
申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] **0570-20-0178**
もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

9:30~17:30
土日祝日
(年末年始を除く)

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。
申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)、相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。

表面

裏面

Step 1 氏名、住民票の住所、
居所の所在地、連絡先などを記入

Step 2 やむを得ない理由などの情報を記入

<提出書類>

申請書

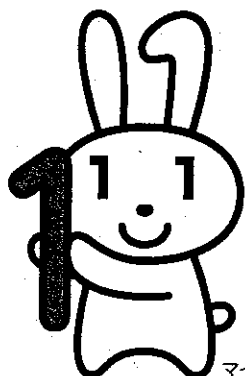
<添付書類>

申請者の本人確認書類(運転免許証など)

居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕

代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕



マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。
※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。